

ローン契約規定（金銭消費貸借契約約款）

第1条（適用範囲および借入金の受領方法と契約の成立）

1. この約定は借主が一冊言金庫（以下「金融機関」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとする。
2. この契約による借主の借入金の受領方法は、金融機関における借主名義の返済用預金口座への入金の方法によるものとし、金融機関が借主名義の返済用預金口座に入金した時点をもって契約の効力が生じるものとする。

第2条（元金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が金融機関の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に追加した額、以下同じ）相当額を返済用預金口座に預り入れておくものとする。
2. 金融機関は、各返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金返済額を返すものとする。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が滞延することとなります。
3. 第1項による預り入れが各返済日より遅れた場合には、金融機関は元金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとする。
4. 金融機関は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとする。
5. 元金金の返済が遅れたときは遅延している元金に対し、年14.60%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払うものとする。

第3条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期前日に繰り上げて返済できる日は各返済日とし、この場合には金融機関所定の日までに金融機関へ通知するものとする。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとする。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済日における金融機関所定の手数料を支払うものとする。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、第1項から第3項および下表の①、金融機関所定の方法により取扱うものとする。なお、同表と異なる取扱いによる場合には、金融機関と協議するものとする。

| | 毎月返済のみ | 半年ごと増額返済併用 |
|-------------|--|---|
| 繰り上げ返済できる金額 | 繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額 | 下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金 |
| 返済期日の繰り上げ | 返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、契約の通りとし、変わらないものとする。 | |

第4条（契約の変更）

1. 金融機関は、民法548条の4の規定に基づき、本規定の変更については、効力発生時期を定め、インターネットその他の適切な方法で借主に通知したうえで変更できるものとする。
2. 前項に関わらず、契約の利率を変更しないものとする。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、金融機関は契約の利率を一般に付けられる程度のものに変更することができるものとする。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとする。

第5条（担保）

1. 借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ金融機関が相当期間を定めて請求をした場合には、借主は金融機関の承認する担保もしくは留担保を提供し、または保証をたて、もしくはこれを追加するものとする。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のため権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金融機関の承諾を得るものとする。金融機関は、その変更等がなされたも担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがある場合には、これを承諾するものとする。
3. 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、金融機関は、法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価格等により金融機関および担保を取戻または処分するのうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を金融機関の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとする。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主が直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には金融機関はこれを権利者に返還するものとする。
4. 借主が金融機関に提供した担保について、事変、災害、輸送中の事故等やむをえない事由によって損害が生じた場合には、金融機関が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は借主が負担するものとする。

第6条（期前限の全額返済義務）

1. 借主がこの契約による債務の返済を遅延し、金融機関から書面により督促しても、次の返済日まで元金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
2. 次の各号の場合には、借主は、金融機関からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
 - (1) 借主が金融機関との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - (2) 第5条第1項もしくは第2項または第11条の規定に違反したとき
 - (3) 借主が支払を停止したとき
 - (4) 借主が手形交換所または電子債権決済機関の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 借主が破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (6) 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - (7) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって金融機関が借主の所在が不明となったとき
 - (8) 借主が金融機関に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - (9) 前各号のほか、借主の信用状態著しく変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき金融機関が認めたとき
3. 第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時点を期日として、金融機関が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は借主が負担するものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織若しくは暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ保持したことを保証するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを保証するものとする。
 - (1) 暴力団員等に対する行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽を流布し、偽計を用い、または威力を用いて金融機関の信用を毀損し、または金融機関の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は金融機関から請求があり次第、金融機関に対するいっさいの債務の期限の利益を

失い、直ちに債務を弁済します。

2. 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時点を期日の利益が失われたものとする。
3. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、金融機関が借主からの請求をしません。また、金融機関が損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第8条（金融機関からの相殺）

1. 金融機関は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第6条によって返済しななければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金融機関に対する預金、定期預金、その他の債権とを、その債権の期限の満了にかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとする。
2. 金融機関が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間が相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。

第9条（借主からの相殺）

1. 借主は、期限の到来している借主の預金、定期預金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限の満了到来であっても相殺することができます。
2. 借主が第1項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとする。この場合、金融機関所定の日までに金融機関へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期預金その他の債権の証書、通帳は届出の口座を封印して直ちに金融機関へ提出するものとする。
3. 借主が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。
4. 本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金（1回の元金返済額に満たない端数金を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けることとなります。

第10条（債務の返済等に於ける順序）

1. 金融機関が相殺をする場合に、借主がこの契約による債務の残にも金融機関に対し直ちに返済しななければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、金融機関は債権保全上必要と認められる順序により充たし、これを借主に通知するものとする。この場合、借主は、その充たに対して異議を述べないものとする。
2. 借主から返済または第9条により相殺をする場合、この契約による債務の残にも金融機関に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充たする順序を指定することができます。なお、借主が充たの順序を指定しなかった場合は、金融機関が適当と認められる順序により充たすることができ、借主はその充たに対して異議を述べないものとする。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により金融機関の債権保全に支障が生じるおそれがある場合は、金融機関は異議を述べないうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、金融機関の指定する順序により充たすることができるものとする。この場合、金融機関は借主に充たの順序、結果を通知するものとする。
4. 第2項のなお書または第3項によって金融機関が充たする場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したのものとして、金融機関がその順序方法を指定することができるものとする。

第11条（代り証書等の提出）

事変、災害等金融機関の責任によらない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または毀損した場合には、借主は、金融機関の請求によって代り証書等を提出するものとする。

第12条（印鑑照合）

金融機関が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違なく認め取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのためが生じた損害については、金融機関は責任を負わないものとする。

第13条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとする。
- (1) 借主または保証人に対する権利行使または保全に関する費用
 - (2) この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印紙代

第14条（費用の自動支払）

第13条により借主が金融機関に支払う費用のほか、金融機関を通じて、金融機関以外の者に支払う費用については、第2条第2項と同様、金融機関は返済用預金口座から払い戻しのうえ、その支払にあてることができるものとする。

第15条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

1. 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他の金融機関に届け出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により金融機関へ届出するものとする。
2. 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時点を期日として、金融機関が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は借主が負担するものとする。

第16条（報告および調査）

1. 借主は、金融機関が債権保全上必要と認めて調査をする場合は、金融機関に対して、借主および保証人の信用状態ならびに担保の状況について随時報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとする。
2. 借主は、借主または保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、金融機関に対して報告するものとする。

第17条（返済延滞時の回収業務委託）

借主は、その返済が滞りした場合に金融機関が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

第18条（債権、権利の譲渡）

1. 金融機関は、将来この契約による債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下譲渡を含む）することができるものとする。
2. 第1項により債権が譲渡された場合、金融機関は譲渡した債権に関し、譲受人（以下譲受人を含む）の代理人になることができ、借主は金融機関に対して、従来どおり、契約の返済方法によって毎回の元金返済額を支払い、金融機関はこれを譲受人に交付することができるものとする。

第19条（個人情報取扱いに関する同意）

借主は、別添付のある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとする。

第20条（合意管轄）

この契約について紛争が生じた場合には、金融機関本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第21条（準拠法）

借主および金融機関は、この契約書に基づく契約法を日本法とすることに合意するものとする。

以上